

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 土地改良区の解散
- 道路の区域変更
- 道路の占用を制限する区域の指定
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区役員の退任届
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

指導監査室

健康推進課

〃

耕地課

道路整備課

〃

港湾課

経営支援課

耕地課

〃

建築指導課

目次

担当課（室）

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

◎岡山県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

光ようらく

2 所在地

備前市穂浪二〇九七―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社光瓔珞製作所

2 主たる事務所の所在地

備前市穂浪二〇八〇―一

三 指定年月日

令和三年十月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二六一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

新庄村国民健康保険診療所

真庭郡新庄村一九九八一

令和三年十月一日

ザグザグ薬局玉島店

倉敷市玉島中央町二一五〇

令和三年十月一日

オール薬局あちてらす倉敷店

倉敷市阿知三一三一一階

令和三年十月一日

◎岡山県告示第五百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

富永薬局水島店

倉敷市中畝二一八一二一

令和三年十月一日

くすりのラブ薬局津山東店

津山市押入一三六一一六

令和三年十月一日

くすりのラブ薬局二階町店

津山市二階町三

令和三年十月一日

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

◎岡山県告示第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

妹土地改良区

二 土地改良区の所在地

倉敷市真備町箭田一四一―一

三 解散年月日

令和三年九月二十九日

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

◎岡山県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 美作奈義線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市吉字石渕八番一地先から 美作市吉字石渕一〇番一地先まで	新	一〇・〇 一四・八	四八・〇
美作市吉字石渕八番一地先から 美作市吉字石渕一〇番一地先まで	旧	一〇・〇 一四・〇	四八・〇

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

◎岡山県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	美作奈義線	美作市吉字石渕八番一地先から 美作市吉字石渕一〇番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和三年十月八日

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	玉野H〇五二九
二六インチ 赤	一台	玉野H一三一〇〇
二六インチ 赤	二台	不明
二六インチ 赤	一台	玉野H〇六九九〇
二六インチ 銀	一台	香川AD五四七八八
二六インチ 銀	三台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野H〇〇二四二
二六インチ 黒	一台	岡山J五五七二四
二六インチ 黄	一台	不明
二六インチ 銀	一台	玉野H一二一一七
二六インチ 白	二台	不明
二六インチ 緑	一台	岡山西K〇六七〇〇
二六インチ 赤	一台	玉野H〇二八七六
二六インチ 黒	一台	千葉一三一八七七
二六インチ 白	一台	玉野S〇六二四四
二六インチ 銀	一台	総社A二四三〇八
二六インチ 銀	一台	岡山D八七七〇五
二六インチ 白	一台	不明

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

二十インチ 黒

一台

不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年八月十二日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二一一

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

〔四一六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一七二二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九一四

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

（変更後）

ア 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二一

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

イ 新規入店のため追加

名称 有限会社元清水花店

住所 美作市栄町三四

代表者の氏名 代表取締役 元清水 司敏

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

4 変更年月日

令和三年七月四日ほか

二 届出年月日

令和三年九月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

〔四一七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

山手土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

久米郡久米南町山手五八二

事の別

木羅 和久

理事

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

〔四一八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

大木谷（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

馬場（ ）

中ノ窪（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和三年十月八日から同月二十九日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和3年10月8日 岡山県公報 第12334号

〔四一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字北市場四二四一、四二四一四、四二四一五、四二四一六、四

二四一七

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市黒崎三二一

有限会社オノウ

代表取締役 小野 寛治

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月三十日岡山県指令建指第一五九号